

千労発基 0603 第 3 号
令和 2 年 6 月 3 日

建設業労働災害防止協会千葉県支部の長
千葉県建設業協会の長 殿
公共工事発注機関の長

千葉労働局長

建設業における死亡労働災害の増加に伴う緊急要請について

平素より労働安全行政の推進にご理解とご協力を賜り、また、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大防止への各般のご尽力に厚く御礼申し上げます。

千葉県内の建設業における労働災害の発生件数は、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少しており、この点につきましても、感謝申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 7 日付けで、今年に入ってから死亡災害の急増に伴う文書要請を当局労働基準部長から、貴職あてに行わせていただいた（災害防止団体等のみ。）ところですが、大変残念ながら、その後におきましても、建設業における死亡災害が複数発生し、その結果、建設業における死亡者数は、5 月末現在で 6 名（前年同期比 3 名増）となっております。

また、休業 4 日以上之死傷者数も 138 名（4 月末現在）と、前年同期比 16% の増加となっております。

加えまして、新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が千葉県において先般解除されたことを受け、休工等をしていた工事現場が再開等をする際の、工期遅延挽回に伴う労働災害発生リスクや、ウイルス感染防止のためのマスク着用による作業者間の連絡調整の不徹底、熱中症発症のリスクなどが懸念される所とあります。

このような情勢を踏まえ、千葉労働局におきましては、発注者、施工者を始めとするすべての建設業に係る皆様に向けて、労働災害の防止を改めて呼びかけることといたしました。

具体的には、「令和 2 年度全国安全週間及び準備期間中に実施すべき事項」（別添 1）及び「STOP！熱中症 クールワークキャンペーンの準備期間中に実施すべき事項」（別添 2 チェックリスト）の各事項につきまして、店社単位及び工事現場単位で、緊急の自主点検を行っていただくようお願いすることといたしました。

つきましては、貴機関におかれましても、災害の防止に向けた取組といたしまして、緊急の自主点検につき、是非ともご賛同賜りますとともに、工事施工者への周知につきまして、特段のご配慮をお願い申し上げます。

注：「事業場安全衛生担当者支援コーナー」掲載に当たり、別添資料の添付を省略しております。